

脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言

令和2年10月、菅総理大臣が所信表明において「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を宣言し、また、同11月には衆参両議院において「気候非常事態宣言」が決議されたことで、国全体が地球温暖化と向き合う姿勢が明確になった。

そして、国が2030年の温室効果ガス排出削減目標を46%減（2013年度比）と、これまでの目標を大きく上回る目標値を表明したことは、日本の意欲を内外に示したものとして評価できるものである。

しかし、2050年までに脱炭素社会を実現するために残された時間は限られており、少しも無駄にすることはできない。私たちは気候変動に対して道義的責任があることを自覚し、目先のことだけでなく将来世代のことを考えることが重要である。国民全体が一貫した姿勢で取り組むために哲学・方針や削減目標の達成に向けた具体的な道筋を明確にし、今以上に快適で利便性の高い脱炭素社会を実現するために何をすべきかを決断して速やかに行動に移さなければならない。

については、少なくとも「2030年の再生可能エネルギー発電比率40%超」といった導入目標を設定するなど、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たすとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国の「地域脱炭素ロードマップ」も含めたエネルギー・脱炭素政策に、次の事項が反映されるよう強く提言する。

1 先行して脱炭素を実現する地域づくり

- (1) 国と地方の役割を踏まえての一体的な施策を推進するため、国と地方との恒常的な協議の場を設けること。
- (2) 脱炭素先行地域のみならず、脱炭素地域づくりを目指していく全ての意欲ある地域や主体も支援していくことが重要であることから、省エネルギー対策の更なる推進や、再生可能エネルギーの普及拡大など、地域づくりに資する幅広い取組を支援するための総合的な交付金を創設すること。
- (3) 地域が実施する政策・事業を人材・技術情報を含めて積極的かつ継続的に支援すること。
- (4) 脱炭素社会においては、再生可能エネルギーの普及や自動車のEV化などにより、産業構造の大きな変化が生じることが予想される。これにより流動化することが見込まれる雇用のあり方を注視し、対策を講じること。
- (5) 再生可能エネルギー由来の電力を飛躍的に普及拡大させるため、系統接続の制約を解消するとともに、送電線の容量不足を補うために事業者が負担する工事費等について支援すること。また、水素等による余剰電力の貯蔵及び調整手段の構築にも取り組むこと。

- (6) 地域の企業、産業支援機関、大学における脱炭素社会の実現に向けた革新的技術の創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設、拡充すること。

2 脱炭素の基盤となる重点対策

- (1) 新築住宅は、再生可能エネルギーの導入を要件としたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）の早期適合義務化を図ること。なお、適合義務化に当たっては、十分な支援策を講じること。また、多雪地域等、太陽光発電に不利な地域においてもZ E Hの導入が進むよう、必要な技術開発や財政支援を行うこと。
- (2) 既存住宅は、高断熱性能の確保、住宅屋根への太陽光発電設備や蓄電池の設置に向けて全国の自治体が足並みを揃えて取り組める優遇税制等の誘導策を検討すること。
- (3) 公共施設や社会福祉施設、商業用ビルをはじめとする建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）化を推進するため、各省庁の補助制度や起債制度を、Z E Bを前提としたものとするとともに、財政措置等、必要な支援策を講じること。
- (4) 建築物への補助制度は多岐にわたり、例えば耐震対策としてZ E Hに建て替える場合、耐震補助金とZ E H補助金の重複受給ができないなど、制度に課題がある。Z E Hや国の省エネ基準を上回る自治体独自の高性能な省エネ住宅の普及のために、関係省庁の補助金を組み合わせた活用や自治体独自の取組に対する支援制度を検討すること。
- (5) 地域交通の脱炭素化を加速させるため、E VやP H Vの充電インフラの普及を図ること。
- (6) 長距離輸送用燃料の脱炭素化は水素の普及がカギとなることから、鉄道や船、バス・トラックなど大型車両の燃料電池化やステーション等の整備支援の拡充、グリーン水素の技術開発を促進すること。また、水素ガスに関する国際基準と整合した法整備や必要な規制緩和を講ずること。
- (7) 蒸気ボイラーや加熱炉など熱需要が多い産業用分野の脱炭素化に向けては、再生可能エネルギーの導入に加え、発生する二酸化炭素等を利用した「メタネーション」やカーボンニュートラルな水素及び合成燃料、熱電併給などへの支援も併せて行うこと。
- (8) 地熱の活用を推進するため、開発に係る経費面での長期的な支援や、国を挙げた技術開発に努めること。
- (9) 森林による二酸化炭素の吸収量を確保するため、再造林や間伐等の森林整備と、それを担う林業の担い手育成を支援すること。また、未利用間伐材等のバイオマス発電や熱利用への活用、建築物の木造化・木質化による地域材の活用促進など、森林資源の循環利用を推進すること。

- (10) カーボンニュートラルに向けて社会全体の機運を高めていくには、J-クレジットは有効な制度であり、利用拡大につなげるためにも、プロジェクト登録申請書及びクレジット認証申請書等の事務手続きの簡素化や財政的な支援を行うこと。
- (11) 脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握することが非常に重要であるため、導入する再生可能エネルギーのCO₂削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量、自家消費分まで含めた地域における再生可能エネルギー電力の需給状況やZEH・ZEB導入状況等の統計整備を行うこと。

令和3年6月10日

全国知事会 会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

全国知事会 ゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチームリーダー
長野県知事 阿部 守一